

袋井市告示第 号

袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

袋井市長 大場 規之

袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民との協働により、魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化又は地域課題の解決に資する活動を行う営利を目的としない法人又はその他の団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金（クラウドファンディングを活用した寄附金を原資とする補助金をいう。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 団体が事業を実施するため、インターネット等を通じて不特定多数の者から資金を調達する方法をいう。
- (2) ふるさと納税 市に対して地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7第1項第1号の規定により寄附を行うことをいう。
- (3) 運営事業者 ふるさと納税受付サイトの運営及びふるさと納税受付サイトに掲載するために必要な支援を行う事業者であって、市長から委託を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に事務所（任意団体の場合にあつては、代表者の住所）を有し、市税等を滞納

していないこと。

(2) 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） 、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。） 、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。） 又は暴力団関係事業者（暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。） に該当しないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、地域の活性化又は地域課題の解決に資する活動を行う団体であると市長が認める場合については、補助対象者とすることができる。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当し、クラウドファンディングによる寄附金の目標額が30万円以上の事業とする。

(1) 関係人口の増加、移住若しくは定住の促進又は人口流出の抑制を目的として実施する事業

(2) 自然環境の保全又は景観の維持若しくは再生に関する事業

(3) 歴史又は文化を生かしたふるさとづくりに関する事業

(4) 地域資源を活用した産業の振興に関する事業

(5) 社会福祉の向上又は教育の振興に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的としたもの

(2) 団体の構成員のみを対象とするもの

(3) 国、県、市その他の団体等の補助金の交付を受けている又は受ける予定があるもの

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 報償費 講師又は専門家に対する謝礼等（団体の構成員への支払を除く。）をいう。

(2) 人件費 補助対象事業を実施するために必要な業務に直接従事する者の賃金等（団体の構成員に対する支払を除く。）をいう。

(3) 旅費 交通費、宿泊料等をいう。

(4) 需用費 消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等をいう。

- (5) 役務費 通信運搬費、振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料、広告宣伝費、損害保険料等をいう。
- (6) 委託料 補助対象事業を実施するために必要な業務の委託に要する経費、ホームページ作成料等をいう。
- (7) 使用料及び賃借料 土地、施設等の借上料又はOA機器等の使用料をいう。
- (8) 設備費 内装若しくは外装の工事費又は機械装置等の購入費等をいう。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 補助金の額は、クラウドファンディングによる寄附金の目標額を超える場合は目標額を、目標額に満たない場合は寄附金の合計額を限度とする。ただし、寄附金の合計額から、ふるさと納税受付サイトの利用手数料、運営事業者への業務委託料及び当該返礼品代金（送料を含む。）を差し引くものとする。

（支援事業の認定申請）

第6条 袋井市クラウドファンディング活用支援事業（以下「支援事業」という。）の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、事前に袋井市クラウドファンディング活用支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の概要説明書（様式第4号）
- (4) 法人にあっては、定款の写し及び事業内容がわかるパンフレット等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（支援事業の認定）

第7条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、袋井市クラウドファンディング活用支援事業認定決定通知書（様式第5号）により速やかに認定申請者に通知するものとする。

（クラウドファンディングの募集の開始等）

第8条 前条の規定により支援事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該支援事業の周知に関する内容等について運営事業者と協議し、その結果を記載した協議書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された協議書を適当であると認めたときは、運営事業者が運営するふるさと納税受付サイトに当該支援事業を掲載し、クラウドファンディングによる募集を開始するものとする。

3 認定事業者は、市長の承認を得て、寄附者に礼状及び返礼品（認定事業者の活動に関連するものに限る。）を送ることができる。

（寄附額の確定）

第9条 市長は、クラウドファンディングにより寄附金の合計額が確定したときは、当該寄附金の合計額を速やかに認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、市長が別に定める日までに袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 認定事業者は、寄附金の合計額の確定により第6条の事業計画書及び収支予算書を変更する必要があるときは、前条の申請書に変更した事業計画書及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、速やかに認定事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第12条 市長は、補助金の交付を決定するときは、補助金の交付決定を受けた支援事業（以下「補助事業」という。）を実施する認定事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項を条件とする。

（1）補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、袋井市クラウドファンディング活用支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第8号）により、あらかじめ市長の承認を得ること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けること。

（3）補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金実績報告書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(3) 成果報告書(様式第11号)

2 補助事業が複数年度にわたる場合には、補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から事業終了まで毎年度、当該年度における実績を市長に報告しなければならない。

(補助金の請求等)

第14条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、補助事業者に袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付請求書(様式第12号)を速やかに提出させ、その請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定後に袋井市クラウドファンディング活用支援事業補助金概算払請求書(様式第13号)により、概算払をすることができる。

(補助事業内容の情報発信)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施内容について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(個人情報保護)

第16条 補助事業者及び運営事業者は、補助事業により知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(財産の管理、保全等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、その処分等について、事前に市長に届け出なければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産がある場合には、その財産に係る台帳を整えておかなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。